

小白川キャンパス短期留学生のため 留学生チューターマニュアル（抜粋）

2021年2月

**小白川キャンパス国際センター
（留学支援担当）**

1 チューター制度について

チューター制度とは、小白川キャンパスに在籍する外国人留学生に対して、指導教員の指導のもとに、学習・研究・日常生活について個別の支援を行い、留学生が新しい環境に適応し、学習・研究の向上を図ることを目的としています。

山形大学では、留学生1人につき1人のチューターを原則としています。

2 チューターの役割

チューターは、日本に慣れていない渡日直後の留学生に対し、勉学上・生活上のサポートを行うことによって、留学生の不安を和らげ、生活基盤を構築するための重要な役割です。どのサポートに重点を置くかについては、担当する留学生によって異なりますので、留学生の多様なニーズに適したサポートができるよう、チューターは指導教員や小白川キャンパス国際センター（学生・キャリア支援課留学支援担当）（以下、留学支援担当とする）のスタッフと相談しながら指導することになります。

3 日常のチューター業務

チューター業務の具体例は以下のとおりです。

留学生がより良い留学生活を送れるよう、臨機応変にサポートしていきましょう。

なお、チューター業務を行う時間は、原則、平日の9時から19時までです。ただし、留学生の渡日直後の手続きや支援など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

※ 日本語会話の練習及び文化交流は、留学生とコミュニケーションをとる上で大切なことですが、実際にはパーティや食事等といったチューター業務とは認められない事案が多く、線引きが複雑であるため、謝金対象には含めないこととします。

留学生から授業以外で日本語を勉強したいと相談があった場合には、ボランティアとして可能な範囲で対応頂くか、IF (International Friendship)サークルが実施している Language Exchange を紹介してください。

【来日直後の諸手続き】

◆国際交流会館またはアパート等への入居手続き

◆市役所での手続き

- ・転入届・・・渡日後14日以内
- ・国民年金加入手続き及び免除申請手続き
- ・国民健康保険加入手続き

なお、留学支援担当の事務職員が同行する場合があります。

◆金融機関での口座開設

留学生に、銀行口座が必要かどうか確認してください。

山形銀行、ゆうちょ銀行など、必要に応じて口座を開設します。

ただし、清明寮に入居する留学生と国費留学生は、必ず「ゆうちょ銀行」の口座を開設してください。

※口座開設には印鑑が必要です。印鑑はハンコ屋にて1000円程度で作成できます。

◆学生向け保険の加入手続き

短期交換留学生には、保険に加入するように指示していますが、未加入の場合は、山形大学生活協同組合のサービスカウンターへ案内してください。

【生活面】

- ◆買い物をできる場所の情報提供
- ◆バス・電車の乗り方案内
- ◆病院の案内
- ◆光熱水費の契約・解約手続き、支払い方法
- ◆携帯電話の契約・解約手続き
- ◆郵便物や宅配便の受け取り方法
- ◆ゴミの出し方

【学習面】

- ◆履修計画・登録に関するサポート
履修登録の制度や登録方法の説明を行うのは大丈夫ですが、具体的な履修科目について相談された場合には、留学支援担当の職員にそれぞれ相談してください。
- ◆オリエンテーションやガイダンスの際のサポート（理解できなかったことへの対応）
- ◆学習方法の助言等（予習や復習時）
適切な参考書の紹介や実験・実習の内容説明、授業におけるノートの取り方や整理の仕方、授業の予習・復習等をサポートしてください。
※宿題は成績評価の一部になります。留学生の宿題を留学生に代わって書いたり、添削するのは、絶対にやめてください。
- ◆各種届出など事務的な事柄についてのサポート
- ◆指導教員や関係者との連絡調整
- ◆キャンパス内の施設案内（利用方法の説明も含む）
○学生センター ○図書館 ○保健管理センター ○情報ネットワークセンター
○学内掲示版・各学部掲示版 ○大学シャトルバス
○食堂 ○大学生協コンビニ・書籍部 ○ATM
- ◆学内無線 LAN の接続方法の案内
留学生入学式にて、ユーザーID・パスワードを配付しています。

【その他】

- ◆長期休暇（春休み、年末年始、夏休みなど）に入る前の連絡について
春休みなどでチューターが帰省したり、留学生の一時帰国などにより、チューターとしての支援ができないときは、お互いに連絡を取りあい、支障が出ない工夫をしてください。
なお、留学生が一時帰国・海外旅行をする際は、不測の事態に備え、「一時帰国・海外旅行届」を提出することになっています。大学から緊急の連絡をする必要が生じた場合は、届け出に記載された連絡先に連絡しますので、留学支援担当の窓口に提出するように指導してください。
- ◆非常時の連絡先の確認
通常の生活において、緊急時や非常時に必ず連絡が取れるよう、メールアドレスや電話番号などを確認してください。

4 チューター業務を行う上での留意点

チューターとしての指導や助言は、キャンパス内で行うことを基本としてください。
必要がある場合は学外で行ってもかまいませんが、誤解や事故を避ける意味で、アパートや国際交流会館等の留学生の居室内での指導はしないでください。
なお、国際交流会館で指導・助言を行う場合は、ラウンジ等の共用スペースを使ってください。入居者以外の方が居室内に立ち入ることは禁止しています。
また、指導や助言は、原則留学生と対面の上、行ってください。ただし、キャンパスが閉鎖された場合や感染症等の流行により対面で行うことができない場合は、遠隔システム等を利用した指導を認めます。

5 チューター指導報告書の提出について

指導報告書は、毎月の指導状況の確認と謝金をお支払いするために必要な書類です。
報告書は留学生の署名および留学生指導教員の署名をもらった上で、指導した月の翌月1日までに提出してください。1日が土日祝日の場合は、翌平日が提出期限日となります。
また、1日までに留学生指導教員等の署名を得ることが難しい場合でも、期日までに留学支援担当まで指導報告書に内容を記入して持ってきてください。謝金支払いがスムーズに行われるようご協力をお願いします。
なお、新しい報告書は、留学支援担当の窓口で受け取ってください。

6 指導期間、謝金について

チューターの指導期間は来日から半年間です。
小白川キャンパスでは、チューター指導1時間につき、800円の謝金をお支払いしています。
謝金の支給は、1人の留学生につき、半年間で最大30時間です。30時間を超えた分については、ボランティア扱いとなり、謝金はお支払いできませんので、あらかじめご了承ください。
なお、2人(または数名)で1人の留学生を担当している場合は、2人(または数名)で30時間までの支給となります。謝金内訳はお互いで調整していただき、合計が最大時間内で支給されます。
※ 指導時間は、月ごとの合計で、30分未満を切り捨て、30分以上を切り上げとし、1時間単位での計算となります。
※ 途中で担当留学生が変わっても、30時間という指導時間はリセットされません。前任の方が指導した時間数の残数を引き継いでもらうことになります。

7 チューター業務として認めないこと

チューターとして指導した内容が不適切と判断されたもの又は指導教員がチューターとしての謝金支給を認めないものは、削除・修正の対象になります。指導内容がチューターの活動として適切であるかどうかを判断できない場合には、留学支援担当に相談してください。

◆チューター業務として認められないもの

- (1) 学習活動等に直接関係しない事項（例：食事，パーティー，送迎，観光案内，買い物等）
- (2) 明らかに，留学生本人がチューターの支援を得なくても自ら行える事項

8 チューターとしての留意事項

留学生は，さまざまな社会，政治，文化圏から来ています。そのため，留学生の思想信条の自由を尊重して接してください。

(1) 事前に確認すべき点について

相手のことを良く知り，どんな支援が必要なのかを十分に話し合い，言葉の問題がある時は，教職員などから協力を仰いでください。

チューターは，単に，親切であればいいというものではなく，チューターとして指導できること，できないことをはっきりとさせ，時には「NO」と言うことも必要です。

負担を感じながらチューターを続けることは，留学生の負担にもなりますので，留学生を指導する前に以下のことを，予め本人に確認してください。

① 留学の目的

学位取得なのか，それ以外なのかを確認し，留学の目的を認識してください。

② 日本語学習の状況について

日本語の学習歴について知ることも把握しておくべき情報の一つです。

③ 経済的状況

留学生の場合は，特に経済面での問題が，その人の勉学や研究に影響を及ぼすことが多く見られますので，経済状況にも留意してください。

④ 文化・習慣について

留学生は，時には日本人には理解しがたい行為をすることがあります。しかし，留学生の文化・習慣等を理解し，逆に日本の文化等を教える良い機会として捉えてください。ちょっとした工夫で，日本や山形での生活を一層楽しくすることができます。

(2) アルバイトに関すること

① 資格外活動許可

留学生がアルバイトをする際は，入国管理局で発行される「資格外活動許可」を得ていることが必要です。

この許可を得ていない場合は，最寄りの入国管理局（山形市の場合は仙台入国管理局）で申請する必要があります。日本に到着したときに空港内で手続きを取ることも可能となっていますので，アルバイトの相談を受けた場合は，まず「資格外活動許可」を得ているかどうかを確認してください。

この許可を得ることにより，1週について28時間以内（夏季休業等長期休業期間中は1日8時間以内）でアルバイトが可能となります。（有効期間は在留期間満了日まで）

無許可でアルバイトをし，発見されると最高で200万円の罰金が発生するほか，アルバイト中に事故等に巻き込まれた際，保証等を受けることができませんので，注意してください。

② アルバイトの紹介

アルバイトの紹介はチューター業務には含まれません。チューターは留学生にアルバイトを紹介しないでください。

(3) 出入国に関すること

① 一時帰国・海外旅行届

留学生が一時的に帰国，海外旅行する際，また，国際交流会館に居住する留学生が外泊する際などは，留学支援担当に届け出ていただいています。これは，不測の事態に備えた情報把握ですので，ご協力いただくようご説明ください。

②ビザ（査証）

留学生からビザについての質問や相談を受けた際は，留学支援担当に相談するよう指導してください。

(4) チューター業務としては認められないもの

カラオケ，飲み会や単なる食事など，明らかに支援とかけ離れているものは，チューター業務として認められません。

支援内容がチューター業務としてよいかどうか迷うような事例がある場合には，あらかじめ留学支援担当に相談願います。

(5)最後に

異なる文化などのため，些細な誤解や勘違いが生じることがあります。まず，その場で率直に話すことが大事です。ただし，すべてを自身で解決しようとせず，必要に応じ，留学支援担当の職員に相談してください。また，宗教等の理由で様々な制約がある学生には，彼らの宗教を尊重し，どんな制約があるか聞き，その上で接してください。